

親会社と子会社の損益を通算

グループ通算制度の長所と短所

複数の関連会社を持つ企業グループが一括で税務申告を行える「グループ通算制度」がスタートして2年が経過した。同制度の前身に当たる「連結納税制度」に比べて申告事務を簡便化することで適用拡大を促す狙いだったが、制度を使う企業数はさほど伸びていないのが実情だ。顧問先が適用を検討するに当たっては、中小企業に該当するかの判定や電子申告の完全義務化など、ハードルとなるポイントは少なくない。制度の長所と短所を把握して、顧問先にとって有利な申告方法を選択したい。



振り子時計

第148回投票のクエスチョン
「税滞納による永住許可
取り消しに賛成だ」

結果発表



税金を納めないなら永住許可の取り消しもやむなしという意見が多数となりました。一方、外国人にだけ厳しい罰則を設けるのは差別に当たるのではという声も見られました。(詳細7面)

前制度から手間を「簡便化」

通信回線サービス「光通信」(東京・豊島区)の子会社が2017年～19年にかけて、親子会社間で損益を通算できる「連結納税制度」を乱用したとして、このほど東京国税局から約70億円の申告漏れを指摘された。子会社は光通信の連結子会社だったが一度関係を解消し、別の複数の黒字グループ会社を連結子会社として自らの赤字と通算して税務申告。その後光通信の連結子会社に再び戻っていた。当局は一連の行為にグループ全体の税額を減らす狙いがあったと認定し、法人税法132条3項に定める「行為計算否認」を適用した。「連結納税制度」は、企業の組織再編を促して国際競争力を高めるために02年に創設されたものだ。グループ内企業が一括して税務申告を行うことが可能で、グループ全体で損益通算ができるというメリットがあった。ただ一方で、全体で合

算して計算する項目が多いため、修正申告などが発生したときにグループ企業全体で再計算を行わなければならない、事務負担が過大となってしまう。こうしたデメリットを重荷と感じたのか、同制度を適用する企業グループは国が期待していたほどには増えず、制度開始から約19年が経過した21年でも、適用企業は上場企業の約2割程度にとどまった。そこで、連結納税制度の「企業グループ内で損益通算ができる」という長所を残す一方で、煩雑だった部分を改善するという狙いのもと、22年4月にスタートしたのが「グループ通算制度」だ。前制度では、親法人が一括してグループ内企業の税務申告を行っていたが、新制度では各法人が個別に申告する点が最も大きな違いとなる。企業グループ内での損益や欠損金の通算を可能としなが

ら、法人税の計算や申告納税はそれぞれの企業ごとにするすることで、修正申告や税務調査によって更正処分が行われたときに、原則としてグループ内の他法人の所得計算には影響しないというのがグループ通算制度の長所といえるだろう。また連結納税制度の特徴だった研究開発税制や外国税額控除の控除額の拡大についても、これまでと同様にグループ内全体で通算して控除額を計算することが可能となっている。なおグループ通算制度は強制適用はなく、通算制度を適用するか、あるいはグループ内企業がそれぞれ単体で税務申告をするかを選ぶことができる。連結納税制度が持っていたメリットはそのまま、デメリットが解消されるというのであれば、グループ通算制度は非常に魅力的な制度に映る。ただ顧問先が同制度の適用を検討するに当たっては、従来の連結納税制度にはなかった新たな「短所」を認識する必要があるだろう。まずグループ通算制度では、それまでの連結納

税制度に比べて、グループ内企業の「中小」の判定が厳格化されている。連結納税制度グループのうちで申告を担う親法人さえ資本金が1億円以下であればグループ全体が中小企業と判定され、税制面でのさまざまな優遇を受けることがで

中小税制が使えない恐れ
続きは本紙をご覧ください。

きた。しかしグループ通算制度では、グループ内のいずれか1つの法人でも資本金が1億円を超えていると、グループの全法人が中小判定を受けられない。税法上の中小法人には、法人税の軽減税率や貸倒引当金、少額資産の損金算入の特例など多くの税優遇が用意されているが、グループ内1社の資本金額によっては、全ての子会社がそれらを使えなくなるということだ。また電子申告についても、グループ通算制度では厳しいルールが敷かれている。前身の連結納税制度では、親法人が大法人に当たる場合のみ税務申告の電子化が義務付けられていたが、新制度で

如前の欠損金をグループ内で通算することができたが、グループ通算制度では、親法人の制度適用スタート前の欠損金は通算できず、自社単体のみでしか控除できない。巨額の損金を持ち込んでグループ通算制度をスタートさせ、それをまるまる子会社の黒字と相殺するといった手法は不可能となっている。では事務負担の軽減はどうか。この点についてTKCがグループ通算制度スタート前の21年秋に経理担当者にアンケート調査を行ったところ、事務手続きが「大いに簡素化されそう」と答えた企業は0%で、「連結納税と変わらなさそう」が

TOPIC
未申請に10万円の過料
相続登記の義務化がスタート